

公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 37 条第 1 項の規定により、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成 30 年 3 月 28 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

別に図示する次の区域

- (1) 静岡市葵区鷹匠一丁目 1 番地 1、1 番地 2、1 番地 3、1 番地 20、1 番地 27、27 番地、27 番地先、100 番地、101 番地
- (2) 静岡市葵区伝馬町 6 番地 18、6 番地 19、6 番地 20
- (3) 静岡市葵区御幸町 6 番地 10、6 番地 12、6 番地 16、静岡市葵区伝馬町 3 番地 7、3 番地 9、5 番地 4、5 番地 5、5 番地 6、5 番地 7、5 番地 8、5 番地 9、5 番地 10、5 番地 11、5 番地 12、5 番地 13、5 番地 14
- (4) 静岡市葵区伝馬町 4 番地 2、4 番地 3、4 番地 4、4 番地 5、4 番地 6、静岡市葵区御幸町 10 番地 2、10 番地 3、10 番地 4、10 番地 5、10 番地 7、10 番地 8、10 番地 9、10 番地 10、10 番地 11、10 番地 12、10 番地 13、10 番地 14、10 番地 15、10 番地 16、10 番地 17、10 番地 18、10 番地 19
- (5) 静岡市葵区黒金町 45 番地 1、46 番地 1、49 番地 1、49 番地 4、50 番地、50 番地 2
- (6) 静岡市葵区紺屋町 17 番地 1
- (7) 静岡市葵区紺屋町 6 番地 1、6 番地 2、6 番地 3、6 番地 5、6 番地 7、6 番地 12、6 番地 14、6 番地 15、6 番地 16
- (8) 静岡市葵区呉服町一丁目 7 番地 1、7 番地 3、7 番地 6、7 番地 7、7 番地 8、7 番地 9、7 番地 10、7 番地 11、7 番地 12、静岡市葵区七間町 2 番地 1
- (9) 静岡市葵区呉服町一丁目 1 番地 5、1 番地 6、1 番地 20
- (10) 静岡市葵区御幸町 3 番地 21、静岡市葵区伝馬町 1 番地 23

